

法務省矯更第9号
法務省保更第137号
6初特支第19号
職障発1009第1号
障障発1009第1号
6農振第1789号
令和6年10月9日

都道府県
各指定都市 障害保健福祉主管部（局）長 殿
中核市
北海道農政部長 殿
地方農政局農村振興部長 殿
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長 殿

法務省矯正局更生支援管理官
法務省保護局更生保護振興課長
文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長
厚生労働省職業安定局障害者雇用対策課長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長
農林水産省農村振興局農村政策部都市農村交流課長

農福連携等推進ビジョン（2024改訂版）の決定に伴う取組について

令和6年6月5日に農福連携等推進会議において決定された「農福連携等推進ビジョン（2024改訂版）」（以下「ビジョン」という。）においては、「地域で広げる」「未来に広げる」「絆を広げる」をスローガンに、農福連携等に取り組む主体数を令和12年度末までに1万2千以上とし、地域協議会に参加する市町村数を200以上とする新たな目標を掲げたところです。

農福連携等の更なる推進に当たっては、都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、福祉部局、農林水産部局、再犯防止等施策担当部局及び教育部局が連携した上で、地域の農業や福祉を支える関係機関や関係団体の参画も得て、地域ごとの農業や福祉の課題に応じた取組を進めることが重要です。

本通知は、地域単位での農福連携等の仕組みづくりなど、都道府県及び市町村において農福連携等の更なる推進に取り組む上での考え方をまとめたものであり、十分に

御了知の上、積極的な取組を進めるようお願いいたします。貴職におかれましては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）及び障害者就労施設、特別支援学校、自立相談支援機関、ひきこもり地域支援センター、地域生活定着支援センター等に周知いただくようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的な助言であることを申し添えます。

記

1 地域で広げる～点的な取組から地域への広がりへ～

（1）地域単位での仕組みづくりに向けた取組

これまで、都道府県段階で、ワンストップ窓口の設置や農業者と障害者就労施設のマッチング等により農福連携に取り組むきっかけづくりに取り組んできたところである。農福連携の取組主体数が増加する一方で、農繁期の集中等から、時期的・地理的に農業と福祉の需給にギャップが生じる地域もあるなど、地域によって農福連携の課題にバラつきが生じている中で、今後は、農福連携等の取組が多様な選択肢の 1 つとして地域に浸透するよう、地域単位で設立される地域協議会が主体となり、地域の実情を踏まえた仕組みづくりに取り組んでいくことが期待される。

① 地域協議会の推進体制

農福連携等の取組が盛んな地域においては、市町村が参加した上で、マッチングの場の創出や作業分解による仕事の切り出し等をしている事例が見られること、農繁期の集中等から、時期的・地理的に農業と福祉の需給にギャップが生じる地域もあるなど、地域によって課題にバラつきが生じていることから、基礎自治体として最も身近な市町村が体制づくりに関わっていくことが必要である。

地域協議会の活動圏域は、地域の農業者と障害者就労施設のニーズや地域の農業の特性等に応じて、農福連携等の現場に近い都道府県の振興局、市町村、農業団体の管轄エリアといった単位で、設定することが望ましい。

推進体制としては、都道府県の振興局、市町村、農業団体、社会福祉協議会、都道府県労働局（公共職業安定所を含む。）、特別支援学校など教育機関、関心を持つ農業者・障害者就労施設等が参画することが望ましい。また、障害者に限らず社会的に支援が必要な者の農福連携等を通じた社会参画が期待される中で、自立相談支援機関、ひきこもり地域支援センター、地域生活定着支援センター等の地域の関係機関の参画を呼びかけていくことが望ましい。

なお、新たな協議会を立ち上げることに限らず、他施策等に基づき既に設立されている協議会（農業労働力確保支援協議会、共同受注窓口運営協議会等）に農福連携等に関する取組を追加するなど、地域の実情に応じた体制を検討いただきたい。

② 活動内容の例

地域でまだ農福連携等に取り組んでいない事業者が農福連携等を知り、連携先を見つける機会や、既に農福連携等に取り組んでいる事業者が取組の改善や拡大に取り組む機会となるよう、以下の活動に取り組んでいくことが期待される。

- 地域内の農業と障害者福祉の関係者のネットワークづくり、農業と福祉と出合いの場の創出（農福連携等の見学会、体験会の実施）
 - 地域内の農福連携等の取組のルールづくり（作業単価の設定等）
 - 地域の営農の特性（作目、農繁期・農閑期等）やほ場等と障害者就労施設との距離等を踏まえたマッチングの実施
- また、地域の実情に応じ、以下にも取り組んでいくことが期待される。
- 農業実習等を行う意向がある特別支援学校と地域の農業者のマッチング
 - 生活困窮者、ひきこもりの状態にある者等の障害者以外の社会的に支援が必要な者の農業へのマッチング
 - 地域内外の優良事例の視察や研修会
 - 農福連携等に取り組む事業者が共同して取り組む販路開拓
 - 産地単位でのブランドづくりやノウフク J A S の取得

③ 都道府県や市町村に期待される取組

都道府県や市町村の福祉部局、農林水産部局、再犯防止等施策担当部局及び教育部局が連携の上、地域の関係者が関わり、地域協議会を設立することで、農福連携等の取組推進に取り組んでいただきたい。

また、これまでの先行事例では、都道府県の振興局単位で、複数の市町村が参画する地域協議会が展開される事例も見られる。そのような取組の展開には、市町村をまたぐ調整が必要であり、都道府県の担当部局や振興局による連絡調整が期待される。

④ 障害福祉施策における取組

地域生活支援促進事業「工賃向上計画支援等事業」の特別事業である「農福連携等による障害者の就労促進プロジェクト」において、6次産業化の取組や農福連携マルシェの開催、農業者と障害者就労施設等のマッチング等の実施に係る経費を補助しており、令和6年度からは、障害者就労支援施設等の支援員や農業者等の相互理解が進むよう、相互の事業所の訪問や農業体験会等を実施する経費についても補助することとした。また、令和5年度補正予算により、伴走型コーディネーターによる一気通貫型の支援事例の収集にも取り組んでおり、今後全国展開していく事例についても参考にしていただき、農福連携の取組をさらに推進していただきたい。

さらに、障害者の就労状況や地域の農作業に知悉した共同受注窓口の活用や、就

労継続支援事業所における施設外就労等の取組を通じて、障害者の賃金・工賃の向上や社会参加を促し、地域の活性化につなげていただきたい。

(2) 障害者等が働きやすい環境の整備への取組

障害者が能力や特性をいかして活躍できる環境整備を行うためには、ハード・ソフト問わず、様々な技術を活用することが有用である。特に、スマート農業技術は、障害者等がその有する能力に応じて農業に関する活動を行うことができる環境づくりに貢献し、働き手としての障害者等の可能性を大きく広げていくものである。

農山漁村振興交付金においては、農福連携等に取り組む農業者や障害者就労施設等に対して、障害者等が作業に携わる生産施設等の整備への支援を行っており、自動灌水システム、スマート選果システムといったスマート農業の実現に資する設備等に対しても支援を行うことが可能であるため、積極的に活用されたい。

都道府県や市町村におかれては、農福連携等に取り組む農業者や障害者就労施設に対して、障害者等の働きやすい環境整備や労働生産性の向上に資するスマート農業技術の活用を働きかけていただきたい。

(3) 地域における多様な連携の推進に向けた取組

農業者その他の農村と関わりを持つ者による農地の保全に資する草刈りや水路の泥上げ等の共同活動は、地域の農業生産活動の継続及びこれによる多面的機能の発揮に重要な役割を果たしているが、人口減少や高齢化により、共同活動の継続が難しくなりつつある。

多面的機能支払交付金は、活動組織が行う農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行うものである。近年の人口減少や高齢化に伴い、活動の継続等が困難となることに対応するため、これまでも活動組織の広域化、地域への外部人材の呼び込み等に取り組んできたところであるが、今後、更に現状の課題に対応していくため、引き続き広域化の推進に取り組むとともに、活動組織の体制強化に向け、活動組織と外部団体等とのマッチングの仕組みの構築等に取り組むこととしている。

このような状況の中、既に一部の地域では、活動組織が社会福祉法人と連携し、草刈り等の共同活動や遊休農地の植栽活動を行っている事例が見られており、このような事例の収集・横展開に取り組んでいきたいと考えているため、各都道府県及び市町村におかれては、御協力いただきたい。

(4) 専門人材の育成と活躍の場の確保についての取組

農福連携技術支援者は、障害特性に対応した農作業支援技法等を習得し、農福連携の現場で農福連携の実践手法を具体的にアドバイスする人材であり、令和2年度

より、農林水産省及び一部の都道府県において農福連携技術支援者を育成するための研修を実施している。特に農福連携の取組に着手する段階で農福連携技術支援者のアドバイスを受けることにより、障害特性に応じた農作業の分解と割当が進み、取組が定着しやすくなると考えられる。

このため、都道府県におかれては、農福連携技術支援者育成研修の実施に取り組むとともに、農業者と障害者就労施設とのマッチング等によって、農福連携の取組が開始されることを把握した場合には、その現場に派遣するなど、農福連携技術支援者の積極的な活用に取り組んでいただきたい。その際、農福連携技術支援者の活躍の場の確保に向けて、現場の指導等により十分な報酬が得られるようになるまでの間、派遣に係る費用等に対し必要な支援を検討いただきたい。農山漁村振興交付金においては、農福連携技術支援者の育成のみならず現場への派遣を行う取組についても支援を行うことが可能であるため、積極的に活用いただきたい。

2 未来に広げる～未来の担い手の育成と新たな価値の発信～

(1) 農福連携等の強みの発信と未来の担い手の育成への取組

① 農業大学校や農業高校における理解促進について

農福連携等の取組が将来にわたって持続的に取り組まれていくためには、農業大学校や農業高校の学生等を始めとする将来の農業の担い手になり得る者が、農福連携等について理解を深めていくことが重要である。都道府県におかれては、農業大学校や農業高校において、地域で農福連携に取り組む農業者等を招へいした出前授業や現地研修の実施等を検討いただきたい。

② 特別支援学校における農業実習等への協力について

障害者等の農業での活躍を通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく農福連携の取組は、特別支援学校においても意義のある取組であり、特別支援学校では現在も農業経営体等と連携した農業実習等が行われているところである。他方で、農業実習等を行う意向がある場合であっても、特別支援学校内に農業実習等を行うためのほ場が無い場合や農業実習等の受入れ先となる農業者が見つからない場合等があることから、特別支援学校と農業経営体等との更なる連携が求められる。

このため、都道府県や市町村の農林水産部局におかれては、特別支援学校から農業実習の受入れ先等について相談があった場合は、関係部局と連携の上、農業経営体等に協力を促すなど適切に対応するとともに、農業実習等の実施に限らず、農業体験会、就農・農福連携関係のセミナー、農福連携マルシェなどの企画を特別支援学校にも案内するなど、特別支援学校と農業経営体等が継続的な関係を構築できるよう努めていただきたい。また、関係構築に当たっては、教育委員会を通じ、1(1)の地域協議会や農福連携等に関する会議体などへの特別支援学校関係者の参加や、特別支援教育に関する会議体への農福連携等の関係主体の参加を呼びかけること

等も考えられる。

なお、特別支援学校の教員が農福連携等について学ぶ機会を創出することも重要であり、都道府県におかれては、特別支援学校の教員に対し、農福連携技術支援者育成研修の受講を呼び掛けるなど、農福連携等について学ぶ機会の提供に努めていただきたい。

(2) 新たな価値の発信への取組

ノウフク J A S 商品を始めとする農福連携の商品は、エシカル消費において重視される「人・社会」（障害者支援につながる商品の選択）、「地域」（地産地消）、「環境」（環境等に配慮した持続可能な農業の推進）に貢献するものである。都道府県及び市町村におかれては、農福連携の商品を取り扱うマルシェに対する支援、庁舎内の食堂での活用、農福連携に関心のある地域の企業とのマッチングなど、農福連携の商品の認知度向上や販路拡大につながる取組を行っていただきたい。

(3) ユニバーサルな取組への進化

農福連携等を国民的運動としてさらに広げていくため、ビジョンにおいては、毎年11月29日を「ノウフクの日」として、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、農福連携等応援コンソーシアムに参画する関係団体や企業等が協働して、ノウフク商品の販売等の農福連携の更なる普及に取り組むこととしたところである。全国各地での集中的な取組となるよう、都道府県及び市町村におかれては、「ノウフクの日」の前後における農福連携に関するイベント、フォーラム、セミナーの実施等を積極的に行っていただきたい。全国における取組の実施予定については、追って照会するので、御協力をお願いします。

3 絆を広げる～ユニバーサル農園の拡大と「農」「福」の広がりへの発展～

(1) ユニバーサル農園の普及・拡大への取組

ユニバーサル農園は、世代や障害の有無を超えた多様な者が農業体験を通じて社会参画を図ることを目的とする取組である。これまでの先行事例では、高齢者の健康増進や生きがいづくり、働きづらさや生きづらさを感じている者への職業訓練の場の提供、障害者の生涯にわたる学びの場としての活用等の様々な取組が見られるところである。

ユニバーサル農園の開設主体は、地方公共団体のほか、農業者、社会福祉法人、民間事業者、NPO法人、地方公共団体、農業協同組合等の多様な者が想定される。これまで、多数の市町村により、地域住民のレクリエーション等を目的とした市民農園が開設されているが、より多様な者の利用を促すため、利用者の募集・選考に当たって、高齢者や障害者などを優先して募集・選考することも差し支えない。このため、市町村におかれては、既に開設している又は今後開設する市民農園において、地域の高齢者や障害者が優先的に利用できる区画を設けるなど、地域の多様な者の

社会参画につながるユニバーサル農園としての取組を検討いただきたい。また、農山漁村振興交付金においては、ユニバーサル農園の開設・拡大に向けて、農業分野への就業を希望する障害者等に対し、農業体験を提供する場合についても支援を行うことが可能であることから、関係者への周知に御協力いただきたい。

(2) 社会的に支援が必要な者の農福連携等への参画の推進への取組

障害者のみならず、高齢者、生活困窮者、ひきこもりの状態にある者、犯罪をした者等の農業での就労を実現している地域においては、地域の行政機関と障害者就労施設、公共職業安定所、特別支援学校、自立相談支援機関、ひきこもり地域支援センター、地域生活定着支援センター等の関係機関、社会福祉協議会、農業団体等の関係団体が緊密に連携し、一人ひとりの特性や事情を踏まえて、農業法人等へのマッチングを行うとともに、就労後の定着に向けた継続的なサポートを行っている例が見られる。都道府県及び市町村におかれては、関係機関や関係団体との連携体制の構築や、マッチング先となりうる地域内の取組主体の把握に努めた上で、農業分野での就労支援や雇用促進に取り組んでいただくようお願いする。

(3) 林福連携・水福連携の推進への取組

林業や水産業についても、人手不足が深刻化している中で、福祉分野との連携を推進していくことが重要である。都道府県及び市町村におかれては、地域における林福連携・水福連携の優良事例を把握するとともに、全国の優良事例や障害者に適した作業分野の例示を取りまとめた「障害者就労における林業・水産業等と福祉との連携におけるガイドブック」と併せて、周知を行い、地域における林福連携・水福連携の取組の活性化に取り組んでいただきたい。

4 ビジョンの目標について

今般改訂したビジョンにおける取組主体数の目標については、従来の農業経営体等と障害者就労施設に加えて、農福連携等を通じた地域共生社会の実現を目指す観点から、高齢者施設、矯正施設、更生保護施設、特別支援学校、ユニバーサル農園等についても、新たに対象に追加した。

また、取組主体数の増加に向けては、地域の農業や福祉に関する施策と一体的なものとして、農福連携等の体制づくりが進められることが重要であることから、地域協議会に関する市町村数についても新たな目標として設定した。

これらの今後の調査方法については、追って連絡するので、御協力をお願いする。

(参考)

農福連携等の更なる推進に向けて、都道府県及び市町村におかれては、以下の資料を御活用いただくとともに、地域の関係機関や関係団体に対して、改めて、広く周知いただきたい。

1 農福連携全体に関するもの

- 農福連携ガイドブック
- スタートアップマニュアル第1分冊（農業者・障害福祉サービス事業所向け）
- スタートアップマニュアル第2分冊（地方自治体・農業団体向け）
- 農業分野における障害者就労マニュアル
- 農業分野における障害者就労の手引き

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/noufuku/pamphlet.html>

- 農福連携事例集

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/noufuku/jirei.html>

2 「地域で広げる～点的な取組から地域への広がりへ～」に関するもの

- 農福連携地域コンソーシアムのモデル構築に関する手引書

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/noufuku/research.html>

3 「絆を広げる～ユニバーサル農園の拡大と「農」「福」の広がりへの発展～」に関するもの

- ユニバーサル農園の導入促進に関する手引書

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/noufuku/research.html>

- 「ユニバーサル農園の整備・利用の推進について」（令和4年2月21日付け3農振第2444号、国都緑環第72号農林水産省農村振興局長、国土交通省都市局長通知）：

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/attach/pdf/kourei-214.pdf>

- 「重層的支援体制整備事業と農林水産施策との連携について」（令和4年3月1日付け社援地発第0301第1号、3農振第2458号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長、農林水産省農村振興局農村政策部都市農村交流課長、農林水産省農村振興局農村政策部地域振興課長通知）：

<https://www.mhlw.go.jp/content/jimurenn040301juusou-noson.pdf>

○地域における「働きづらさを抱える方の就農支援」の手引き

https://www.maff.go.jp/j/keiei/nougyou_jinzaiikusei_kakuho/attach/pdf/roudouryoku-106.pdf

○イチから分かる高齢者の農福連携～高齢者のゆるやか農業・農的活動～

<https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/chugokushikoku/chiikihoukatsusuishin/000161968.pdf>

○生活困窮者の農福連携～生活困窮者自立支援制度における農業分野等との連携強化モデル事業～ガイドブック

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000059401.html>

○障害者就労における林業・水産業等と福祉との連携におけるガイドブック

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000848293.pdf>